

はじめに

酸素、窒素、アセチレン及びLPガスなどの高圧ガスは、化学工業や石油精製などの製造業の他、建設業や病院など幅広い産業で利用され、産業の発展と私達の健康で文化的な暮らしを支えている重要なものです。

しかしながら、塩素・アンモニア等の毒性ガスやLPガス等の可燃性ガスの漏えい・爆発・火災事故が発生した場合、事業所のみならず地域住民の生命・財産に危害を及ぼすなど、社会的に大きな影響を与える恐れがあります。

近年、高圧ガスに係る事故は年々増加傾向にあるとともに、今後、製造現場に長年従事している熟練労働者が大量に退職する時期を迎える（いわゆる2007年問題）ことから、これまでの経験や保安技術の伝承不足による事故の増加が懸念されています。

また、全国各地において、地震や風水害など多くの自然災害に見舞われており、災害に対する危機管理の重要性が叫ばれております。

高圧ガス事業所が地域と共存していくためには、事故を未然に防止するとともに、事故時に迅速な対応が図れるよう防災体制を確立し、地域の安全と住民の生活環境の確保に対して万全の体制を構築することが必要です。

さらに、地域住民等に対し情報を提供して、その理解を得ながら事故などの不測の事態に適切に対応するため、リスクコミュニケーションの構築についても配慮することが重要となってきております。

こうしたことから富山県では、高圧ガス事業所における事故の未然防止及び事故対応力の強化を図るため、富山県高圧ガス安全協会に委託し、「高圧ガス事業所事故対策マニュアル作成指針」を作成いたしました。

この指針は、高圧ガス事業所の防災体制や教育・訓練などの予防対策、事故時の応急措置の他、危機管理意識の醸成や、地域住民等に配慮した積極的な情報提供などリスクコミュニケーションの構築という新たな視点を加えて作成したものです。

また、各事業所において、指針をもとにマニュアルを作成しやすいように、事故時の連絡通報の様式やチェックリストなどを具体的に例示するとともに、図表等を用いて読みやすく、わかりやすい内容といたしました。

県内の事業所におかれましては、事故対策マニュアルの作成や改訂に役立てていただき、防災体制の一層の充実・強化を推進されることを期待しております。

終わりに、この指針の作成に当たってご尽力いただいた「高圧ガス事業所事故措置マニュアル検討会」委員の皆様に対し、厚くお礼を申し上げます。